

# 山梨県立図書館協力会 会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、山梨県立図書館協力会（以下「協力会」という。）と称し、事務所を山梨県立図書館（以下「図書館」という。）内に置く。

(目的)

第2条 この会は、ボランティア活動を通じて図書館の事業・運営に協力し、県民の円滑な図書館利用を促進するとともに会員自らの能力開発に向けた自己実現の場として相互の交流を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 図書館資料の整理・修理・配架
- (2) 図書館関係資料等の作成、配布
- (3) 館内の美化
- (4) 図書館で行われる各種催し物・講座の運営補助（受付、会場設営等）
- (5) 図書館の催し物等の広報活動
- (6) 来館者に対する補助、相談、誘導
- (7) 専門的知識、技能を活かした利用者支援、図書館運営への協力
- (8) 会員相互の研鑽及び親睦行事
- (9) その他図書館の発展、利用促進につながる事業

(会員)

第4条 この会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 山梨県立図書館長が委嘱した協力員 [普通会员（個人）]
- (2) 山梨県立図書館協力団体 [普通会员（団体）]
- (3) 協力会の趣旨に賛同し、別に定める会費を納入するもの [賛助会員]
- (4) その他協力会の運営に必要と認められる者 [特別会員]

(会費)

第5条 会員の会費は次のとおりとする。

- (1) 普通会员 年額 500円
- (2) 賛助会員は別途設ける。
- (3) 特別会員は会費を免除する。

(役員及び任期)

第6条 この会に、次の役員を置く。

会長 1名  
副会長 若干名  
運営委員 若干名  
会計 1名  
監事 1名

2 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

3 この会には顧問を置くことができる。

(役員を選出及び職務)

第7条 この会の役員は、総会で選出し、職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を総括し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は職務を代行する。
- (3) 運営委員は、会の運営に関する重要事項を審議する。
- (4) 監事は、この会の監査をする。
- (5) 顧問は総会で推挙され、重要会務について会長の諮問に応じる。

(会議)

第8条 この会の会議は、役員会及び総会とし、必要に応じ臨時総会を開催する。役員会は会長が招集し、重要事項を審議する。総会は年1回、臨時総会は必要に応じ会長が招集する。

(経費)

第9条 この会の運営に要する経費は、次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(会計)

第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(事務局)

第11条 この会に、次の事務局職員を置く。

事務局長 1名  
事務局次長 1名  
事務局員 若干名

附則

この要綱は平成25年4月24日から施行する。